

全国国立病院管理栄養士協議会ホームページ管理運営規程

(目的)

第1条 この規程は、全国国立病院管理栄養士協議会（以下「本会」という。）が開設するホームページの円滑な管理運営について必要な事項を定める。

(開設の趣旨)

第2条 このホームページは、本会会則第2章「目的及び事業」第4条・第5条に基づき、本会活動の情報発信サイトとして公開するとともに、会員相互の情報の共有化及び情報交換の場として運営することを目的とし開設する。

(構成)

第3条 本会ホームページ（<https://www.kokueikyo.jp>）は、一般専用サイト及び会員専用サイトにより構成する。

1) 一般専用サイト

本サイトは、本会会員の他第三者に対し、本会活動、本会会員の活動（掲載規程は別途定める）を公開し、広く情報発信を行うとともに、本会の活性化を目的とするものである。

2) 会員専用サイト

本サイトは、本会及び厚栄会（本会のOB・OG会）の会員に対する情報発信のための専用サイトである。本会広報誌「あしなみ」、各種研究報告、論文の掲載の他、会員への情報発信を行うことを目的とする。なお、本サイトにグループ専用サイトを併設し、所属グループ会員に対しての情報発信、規約、会議記録等の保管に活用する。

(管理運営)

第4条 本会ホームページの管理者は本会会長とする。管理運営責任者として本会広報部長は管理運営に関する職務を行い、本会理事（グループ会長）は当該グループの担当管理者としてその職務の代行を行う。

本会理事会は、ホームページの管理運営に関する次の事項を掌る。

- ①ホームページの運営方針・活用に関すること。
- ②新規サイト、ページの作成に関すること。
- ③セキュリティー（安全管理）に関すること
- ④知的所有権及び個人情報の保護に関すること。
- ⑤その他

本会広報委員会で提案された課題については、本理事会に諮り処理すること。

(安全管理)

第5条 本会ホームページのセキュリティーに関して管理者は、外部から不正侵入等の防止、早期発見及び迅速かつ適切な処置となるようサーバー管理会社及び管理運営責任者に対し指導しなければならない。また、サーバー管理会社及び管理運営責任者は指導に従い適切に処理しなければならない。

「ホームページセキュリティー対応基準」を次に示す。

- ①サーバー管理会社は、ホームページに対して外部から不正に侵入・改ざん等の攻撃を受けた場合、コンピューターウイルスに感染した場合はただちにサービスを停止し対策を講ずること。同時に本会ホームページ管理者（代行；管理運営責任者）にその旨

連絡報告を行うこと。

- ②ホームページ利用上のトラブルなど発生した場合は、速やかに対策を講ずること。
- ③ウィルスの感染を防ぐために、定期的にウィルスチェックソフトウェアを実行し、感染の早期発見に努めること。
- ④掲載原稿等使用データ等は常にウィルスチェックを施した上で使用すること。
- ⑤サーバーメンテナンスは、定期的に行うものとし前述の不具合が発生した場合は、迅速且つ適切な処置を行うこと。

その他「不具合発生時の対応基準」を次に示す。

- 手順1 発見者等は、管理運営責任者（本会広報部長）へ連絡し対応について指示を受ける。
- 手順2 管理運営責任者は、サーバー管理会社へ連絡し対応、原因究明について協議、場合によってはホームページの停止を依頼する。
- 手順3 本会役員等関係者へ連絡する。
- 手順4 管理運営責任者は、サーバー管理会社と連絡を取りホームページを再開する。
- 手順5 ホームページを再開したことを本会役員等関係者へ連絡する。

（会計）

第6条

1) 管理運営費

本会ホームページの管理運営費は、本会資産より支弁する。

2) ホームページ運営会費

以下により得られたホームページ運営会費については、本会雑収入に繰り入れるものとする。

- ①厚栄会会員は、年会費 3,000 円をホームページ運営会費として本会会計に支払うことにより、第7条における ID、パスワードを取得、第9条に定める会員専用サイトの閲覧権限を得ることができる。

（ID、パスワードの取得）

第7条 本会会員及び所定の手続きを経た厚栄会会員の諸会員に個別の ID、パスワードを発行する。

1) 本会会員

- ①当該グループ会長から本会広報部長に申請のあった会員に対して発行する。
- ②当該グループ会長は、新規会員による入会の届け出を本会広報部長宛提出する。ID、パスワードは当該グループ会長を経て、会員宛発行する。

2) 厚栄会会員

- ①当該グループの会長を窓口とし、ホームページ閲覧申込をされ、ホームページ運営会費を納入された方に対し、本会広報部長から会員宛発行する。

（ID、パスワードの管理）

第8条 ID、パスワードは、原則として再発行はしない。従って、取得者（団体）は紛失・忘失しないよう次の点に留意し自己責任において管理すること。

- ①ID、パスワードは、本会ホームページ上の会員専用サイト等にログインする際に必要となる。
- ②ID、パスワードは、個人固有のものであり、会員自らの責任により管理し第三者に譲渡、貸

し借りすることは禁止する。

③本会会員の ID、パスワードは、人事異動後も継続して使用できるので、人事異動に際して、紛失忘失などしないよう注意すること。

(ID、パスワードによるホームページ閲覧権限)

第9条

- ①ID 認証機能により、ホームページ内の各サイトの閲覧権限を設ける。
- ②ホームページ閲覧権限については、別途ホームページ閲覧権限細則により定める。

(ID、パスワードの抹消)

第10条 次に掲げる事項があった場合、ID、パスワードは抹消する。

- ①ID、パスワードは、取得者(団体)の退職・退会等により、会員資格喪失となった場合抹消される。
- ②ホームページのセキュリティに対して外部から不正に侵入・改ざん等トラブル発生において、本会発行の ID、パスワードに起因することが判明した場合は直ちに抹消する。

(ID、パスワードの再発行・問い合わせ)

第11条 ID、パスワードは原則として再発行はしない。

但し、機械トラブル等特別な事由が発生した場合はその限りではない。

なお、例外措置として、当該グループ会長が再発行等必要と判断した場合、本会広報部長は、内容等踏まえ再発行を行うことができる。

1) 問い合わせ

- ①ID、パスワードについての問い合わせは、当該グループ会長を窓口とする。
- ②当該グループ会長は、問い合わせ事項を整理し、本会広報部長宛報告を行う。
- ③会員から本会広報部長及びサーバー管理者への直接の問い合わせは受付けない。

(個人情報、著作権等の取り扱い)

第12条 ホームページに情報を掲載するに当たっては、本会の事業(活動)としてふさわしいものであること。

- ①個人の住所、電話番号、生年月日等の個人情報は原則として公開しない。必要がある場合は個人の同意の上、最小限度の情報とする。
- ②ホームページ上に掲載している文章、画像、その他のコンテンツの著作権は、本会あるいはそのコンテンツの提供者に帰属する。自己使用の範囲での複製以外、第三者への提供を目的とした無断複製、複製、転写を禁止する。
- ③個人の作品、肖像等をホームページ上に公開する場合は、個人の同意を得る。
- ④研究業績等は職能団体として本会の活動 PR に繋がるものであり、「一般専用サイト」に掲載する。掲載にあたっては、情報公開の有無の確認を行い、同意の得たもののみ掲載とする。(但し、本会会員宛配付される「研究業績集」については全てを掲載する。)
- ⑤これらの事項を記載した「サイトのご利用案内」をホームページ上に掲載し、ホームページ上で閲覧できるようにする。

(禁止事項)

第13条 次に掲げる内容は、本会ホームページ上に掲載してはならない。掲載された場合は管理者の判断で事前通告なく削除することができる。

- ①本会会員もしくは第三者に対する誹謗中傷及び不利益等をもたらすもの。
- ②犯罪行為に結びつく恐れのあるもの。
- ③法律に違反するもの、公序良俗に反するもの。
- ④営利を目的としたもの。

(雑則)

第 14 条 本規程の変更及び本ホームページの管理・運営に必要な細則等は、本会理事会の議決を経て定めることができる。

この規程は平成 20 年 8 月 30 日施行。

改正 平成 21 年 7 月 11 日

(各規程との整合性のための文書の整理)

改正 令和元年 7 月 6 日

(グループ専用サイト併設および著作権の追記)

改正 令和 4 年 3 月 16 日

(国立病院栄養研究学会の閉会および会員情報の新体系による文章の整理)

ホームページ閲覧権限細則

(目的)

第1条 この細則は、全国国立病院管理栄養士協議会（以下本会）ホームページ管理運営規程第9条に基づき、ホームページ閲覧権限を明確とすることを目的とする。

(閲覧権限を設ける種別)

第2条

- 1) 本会会員
 - ①役員（常任理事・理事・相談役）
 - ②企画運営部、学術部、広報部の各グループ担当委員
 - ③一般会員
- 2) 厚栄会 ホームページ運営会費納入者

(閲覧権限)

第3条

- 1) 本会役員は全てのサイト、ページを閲覧可能とする。
- 2) 各部グループ担当委員は、一般会員に加え当該「会議室のページ」に限り閲覧可能とする。
- 3) 広報部グループ担当委員は、グループ専用サイトにおいて、全てのグループを閲覧可能とする。
- 4) 本会一般会員は、ホームページ会議室のページを除く、全てのサイト、ページを閲覧可能とする。ただし、グループ専用サイトにおいては、所属するグループのページのみ閲覧可能とする。
- 5) 厚栄会ホームページ運営会費納入者は、本会総会出席登録および各「会議室のページ」を除く、全てのサイトを閲覧可能とする。

この規程は平成20年8月30日施行。

改正 平成21年7月11日

(各規程との整合性のための文書の整理)

改正 令和元年7月6日

(グループ専用サイト併設および著作権の追記)

改正 令和4年3月16日

(国立病院栄養研究学会の閉会による文章の削除)

全国国立病院管理栄養士協議会ホームページ

管理栄養士の活動サイト掲載規程

(サイトの目的)

第1条 本サイトは、国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、国立ハンセン病療養所施設における、管理栄養士・栄養士の活動やその成果をホームページ上で公開することにより、以下の事項の達成を目的とする。

- 1 会員及び一般の方への情報発信を行う。
- 2 会員相互による情報の共有化の推進
- 3 活動の質的レベルアップ及び人材育成を図る。
- 4 施設特性に応じた活動に対する社会的認知を高める。

(掲載の内容)

第2条 掲載内容は、管理栄養士等の業務、実績に基づく施設での給食管理、病態栄養管理、栄養食事指導、衛生管理、地域活動、その他の活動が実施され実践継続されているものとする。

(内容の確認)

第3条 本サイトに掲載する内容は、各施設長の承認および所属グループ会長の承認を得たものを原則とし、本会役員1名および理事（グループ会長）1名の査読により決定する。

(原稿の形式)

第4条 原稿は、タイトル、施設名、筆頭執筆者、共同執筆者、本文内容を明示し、1200文字を超えないものとする。また、内容を補足する図・写真などを1～3枚程度添付すること。

(掲載の期間)

第5条 掲載の期間は、掲載開始後2年間を目処とする。但し、執筆者又は所属施設による掲載中止の依頼があった場合は、直ちに掲載を停止する。

(投稿方法)

第6条 投稿はグループ広報委員による推薦を原則とするが、上記の内容を遵守した上で、所属グループ広報委員を通じて投稿も受け付ける。

筆頭執筆者は、全国国立病院管理栄養士協議会会員に限る。

(原稿の送付先)

第7条 送付先は、全国国立病院管理栄養士協議会広報部長宛とする。

附 則 この規程は、平成20年 2月18日より施行する。

改正 平成22年 4月 1日

(組織改編により変更)

改正 令和4年 3月16日

(組織の名称変更のため)

改正 令和6年 1月20日

(サイト名称の変更のため規程名称の変更)